

仙台市防災情報システム導入整備業務委託

落札者決定基準

仙台市危機管理局 危機管理部 危機対策課

1 はじめに

本書は、「仙台市防災情報システム導入整備業務委託」に関する落札者の決定基準を取りまとめたものである。

2 評価方法

(1) 概要

本業務の総合評価一般競争入札に関する評価は、価格評価及び技術提案評価に区分して実施し、本件業務委託に最も適した事業者を選定する。

落札者の選定にあたっては、提案限度額の範囲内の価格をもって有効な入札を行ったもののうち、提案内容及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する。

(2) 評価区分及び配分点

価格評価と技術提案評価の配分点比率を1：3とし、技術提案評価はさらに非機能要件審査、機能要件審査及び操作性・視認性審査に区分し、配分点比率を1：1：1とする。配分点の合計は4,000点とし、詳細を「表1 配点一覧表」に示す。

表1 配分点一覧表

評 価 区 分	審 査 区 分	配 分 点	
価格評価		1,000 点	
技術提案評価	非機能要件審査	1,000 点	3,000 点
	機能要件審査	1,000 点	
	操作性・視認性審査	1,000 点	
合 計		4,000 点	

(3) 評価項目

各審査区分における評価項目は「表2 評価項目一覧表」のとおりとする。

表2 評価項目一覧表

審査区分	評価項目	備考
価格審査	経済性に関する事項	—
非機能要件審査	可用性・性能及び拡張性・移行性・セキュリティ・システム環境・運用及び保守性・技術力及び供給能力に関する事項	詳細は「別紙1 非機能要件審査基準表」による
機能要件審査	機能に関する事項	詳細は「別紙2 機能要件審査基準表」による
操作性・視認性審査	操作性及び視認性に関する事項	詳細は「別紙3 操作性・視認性審査実施要領」による

(4) 欠格事項

以下に該当する者は失格とする。

- ①期日までに必要な書類を提出しない者
- ②技術提案書作成要領に定める作成要領・提出方法に反する技術提案書を提出した者
- ③仕様書に示す本市の目的・要求に応じた提案がなされていない者
- ④操作性・視認性審査に応じない者
- ⑤技術提案書の提案見積書における、予定価格を上回る者

3 審査基準

(1) 価格審査基準

価格審査点は入札価格に基づき、式①により算出し、小数点以下は切捨てとする。

$$(\text{価格審査点}) = (\text{配分点 } 1,000 \text{ 点}) \times \frac{(\text{予定価格}) - (\text{入札価格})}{(\text{予定価格})} \quad \dots \text{式①}$$

(2) 非機能要件審査基準

非機能要件審査点は、「別紙 1 非機能要件審査基準表」の各項目について、「表 3 非機能要件審査採点基準」により算出した点数の合計（3,210 点満点）を式②により非機能要件審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

表 3 非機能要件審査採点基準

評価点 区 分	評 価	点 数	
		120 点満点	30 点満点
基礎	I：評価基準を満たしている	—	30 点
	II：評価基準を満たしていない(注)	—	0 点
加点	A：特に優れている	120 点	—
	B：優れている	96 点	—
	C：標準的である	60 点	—
	D：部分的に評価できる・やや劣る	24 点	—
	E：評価できない	0 点	—

(注) 評価点区分「基礎」の項目において、評価基準を満たしていない場合は、欠格事項③に該当するものとし、失格とする。

$$(\text{非機能要件審査点}) = (\text{配分点 } 1,000 \text{ 点}) \times \frac{(\text{審査結果の採点合計})}{(\text{審査採点の満点 } 3,210 \text{ 点})} \quad \dots \text{式②}$$

(3) 機能要件審査基準

機能要件審査点は、「別紙 2 機能要件審査基準表」の各項目について、「表 4 機能要件審査採点基準」により算出した点数の合計（2,110 点）を式③により機能要件審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

表4 機能要件審査採点基準

記号	評 価	点数	
		30 点満点	10 点満点
◎	提案日時点でパッケージシステムの標準機能やオプション機能等で実装している	30 点	10 点
○	総合テスト実施までにパッケージシステムの標準機能等で実装する	21 点	7 点
☆	総合テスト実施までにパラメータ調整又はアドオン等により実装する（注1）	15 点	5 点
△	実装不可であるが、本市が許容可能な代替手段(EUC 機能※等)が具体的に提示されている	6 点	2 点
×	実装不可であり、本市が許容可能な代替手段が提示されていない（注2）	0 点	0 点

※EUC 機能とは、IT に関する特別な知識やスキルを有しない一般職員が、必要とする帳票やデータを簡易な操作で自ら出力できるものをいう。

注1：RPA や別システムとのデータ連携を提案する場合、パッケージシステムとの連携設定のうえ提供する場合に限り、実装したものと見なす。

注2：実装区分が「必須」で実装不可の場合は、欠格事項③に該当し、失格となる場合がある。

$$\left(\text{機能要件審査点} \right) = \left(\text{配分点 1,000 点} \right) \times \frac{\left(\text{審査結果の採点合計} \right)}{\left(\text{審査採点の満点 2,110 点} \right)} \quad \dots \text{式③}$$

(4) 操作性・視認性審査基準

操作性審査は、「別紙3 操作性・視認性審査実施要領」により実施する。操作性審査点は別紙3に定める審査項目について、「表5 操作性・視認性審査採点基準」により算出した点数の合計（1,260 点）を式④により機能要件審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

表5 操作性・視認性審査採点基準

評 価	点 数		
	160 点満点	100 点満点	80 点満点
A：特に優れている	160 点	100 点	80 点
B：優れている	120 点	80 点	60 点
C：一般的である	80 点	50 点	40 点
D：やや難がある	30 点	20 点	10 点
E：難がある	0 点	0 点	0 点

$$\left(\text{操作性・視認性審査点} \right) = \left(\text{配分点 1,000 点} \right) \times \frac{\left(\text{審査結果の採点合計} \right)}{\left(\text{審査採点の満点 1,260 点} \right)} \quad \dots \text{式④}$$